

地方自治体における温暖化対策を推進するための 枠組および計画のあり方

溝口 翔

キーワード：地球温暖化、地方自治体、地球温暖化対策地域推進計画、
数値目標、評価指標

1. 研究の目的と背景

京都議定書の第1約束期間(2008 - 12年)が目前に迫っている。日本はこの間に1990年度比で温室効果ガス排出量6%削減を達成しなければならない。しかし、2005年度の温室効果ガス排出量速報値(環境省)は、1990年度比で8.1%の増加となっている。

このような状況の中、かつての公害行政において国を先導した地方自治体に今再び注目が集まっている。本論文では、多くの地方自治体において温暖化対策の基盤となっている「地球温暖化対策地域推進計画」(以下、地域推進計画という)の策定状況・内容を分析し、自治体の温暖化対策の取り組みの現状を整理するとともに、それらの抱える問題点を明らかにし、地方自治体における温暖化対策を推進するための枠組みおよび計画のあり方について検討する。

2. 地球温暖化対策地域推進計画

地域推進計画を策定した自治体では、計画の中で、区域内からの温室効果ガス排出量の把握、地域で進めていく温暖化対策の提示を行っている。地域推進計画は、都道府県レベルではほとんど全ての自治体において策定されている。これに対して市区町村レベルでは、政令指定都市では策定が進んでいるものの、それ以外の自治体では少数に止まっている。地域推進計画は1993年に国がその策定のためのガイドラインを示したことにより、一部の意欲的な自治体において策定が始まった。早い時期からこれらの計画を策定し温暖化対策に取り組んでいる自治体においても、現時点において大きな成果が上がっているとは言い難い状況にある。

3. 温暖化対策を推進していく上での課題

地域推進計画の対策内容は、国が地球温暖化対策推進法や京都議定書目標達成計画内で示した内容を並べたに止まっているものが多く、地域で取り組む際の具体性を欠いているため、これらを改善していく必要がある。また、市町村における温暖化対策の優先度が低いことも改善されなければならない。最大の課題は、削減効果の大きい温暖化対策を実行するための財源、権限が自治体に備わっていないという点である。

4. 結論

地域推進計画を計画目標の提示のみに終わらせず、対策内容について実効性の高いものとするためには、地域で重点的に取り組む対策を抽出し、可能な限り対策ごとに評価指標等を用い定量的に進捗状況を管理する必要がある。また、自治体の温暖化対策を強化するためには、国からの財源や権限の付与が必要である。より多くの自治体が温暖化問題についての認識を高め、互いに協力し合いながら温暖化対策を実行していくことが、国の政策の転換を促す原動力の一つとなり得る。